

事業主 各位

全国測量業厚生年金基金

## 基金の年金記録管理の体制と加入記録の照会について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、基金の事業運営に格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、先般より社会保険庁の「年金記録問題」がクローズアップされ、ご自身の年金記録に不安や不信を募らせている方も多いかと存じます。また、これに伴い基金の加入記録のお問い合わせも増えてきています。

以下、基金における年金記録管理の体制と加入記録等の照会方法について、ご説明させていただきますので、誠に恐縮ですが加入員の方々に周知方よろしくお願い申し上げます。

### ○基金の年金記録管理の体制について

事業主の方からご提出頂いた資格取得届や算定基礎届等については、記載内容をデータベースに記録のうえ、届書は法令では原則2年間保存と定められていますが、**基金では永年保存**とし基金設立以降ご提出頂いた届書は全て保管しています。年金や一時金等の請求書も永年保存しています。

また、基金で年金を決定する際には、基金の記録と社会保険庁の記録を突合しています。

### ○基金の加入記録の照会方法について

基金にいつ加入し、また現在までの加入期間はどれくらいなのか等の基金の加入記録の照会を電話にて対応いたします。

照会できる方：加入員または加入員であった方及びその家族

(ご本人確認や続柄確認をさせていただきます。)

回答内容：基金加入日、加入期間、加入事業所名称等

(加入記録照会では報酬や年金額の回答は行いません。)

電話番号：03-3235-7231 (業務部)

### \*年金見込額の回答について

55歳以上の方(注)に限り、依頼書により年金見込額の回答を行っています。

依頼書は基金にご請求頂くか基金ホームページをご覧ください。

(注)年金見込額は、現在の報酬で継続加入したと仮定して算出します。この継続加入を仮定する期間が長期間になると見込額が実際の年金額よりかけ離れた金額になる可能性が高いため、対象を55歳以上の方に限定しています。

最後になりましたが、これからも基金の設立目的である「福祉の向上と豊かな老後」をモットーに加入員や年金受給者の方々にご安心いただける基金の運営を心がけていきますので、今後ともご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。